

## 「広島県東ブロック流域治水協議会(仮称)」設立趣旨 (案)

平成30年7月豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています。

こうした背景から、令和2年7月に社会資本整備審議会から「気候変動を踏まえた水災害のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」の答申があり、そこで水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」へ転換すべきであると提言されました。

これを受けて、広島県内の一級水系については国・県・市町等で協働して流域治水協議会を設立し、流域治水の取組を推進しているところです。

この度、広島県内の二級水系においても、流域全体で今後取り組むべき治水対策の全体像をとりまとめ、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とした「広島県東ブロック流域治水協議会(仮称)」を設立します。